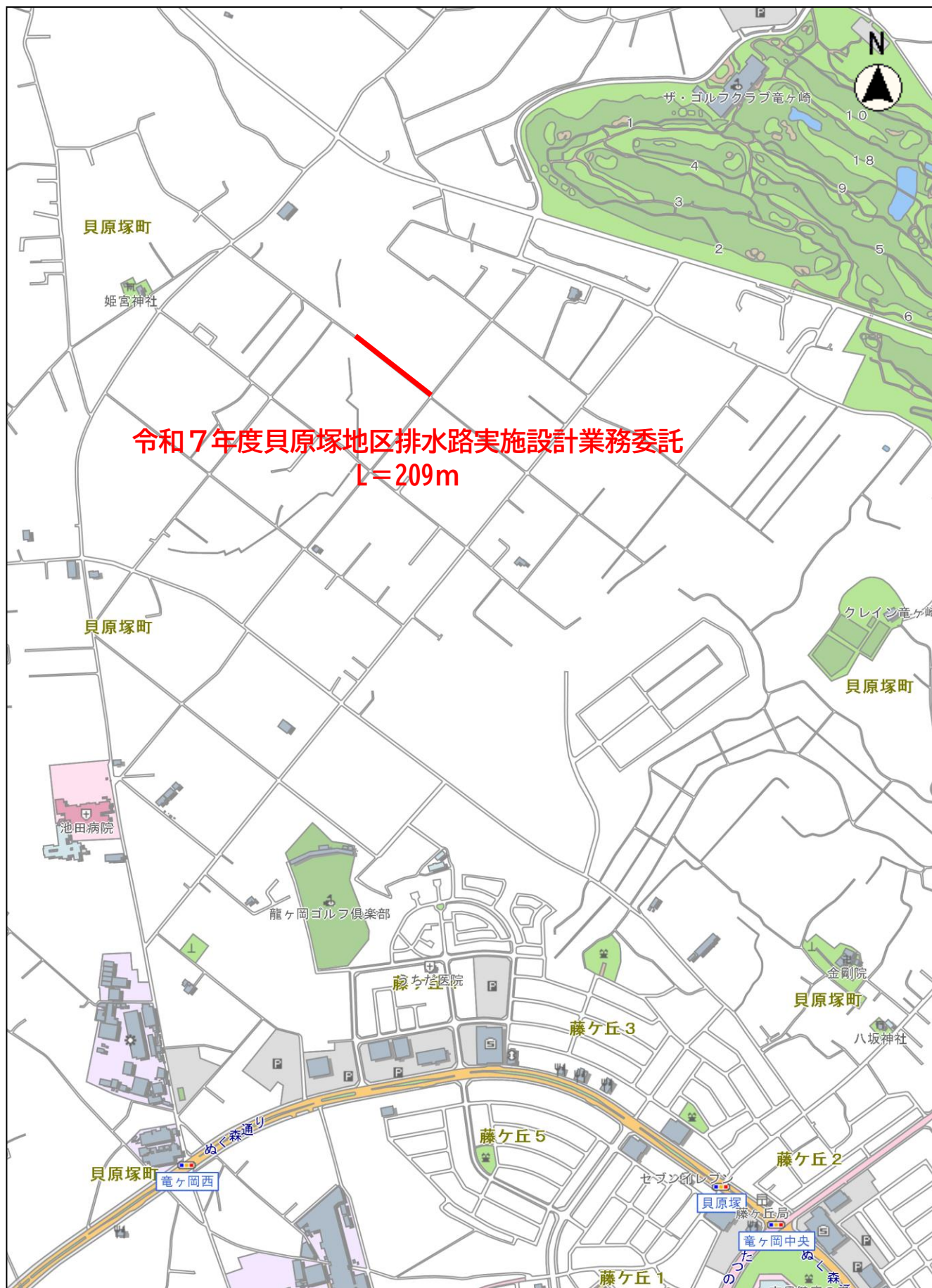


委託執行概要書

						課 長	課長補佐	主査・係長	審 査	設計者
執行年度	令和 7 年度									
工事番号 工事名	令和7年度貝原塚地区排水路実施設計業務委託 執行設計書									
工事場所 又は履行場所	龍ヶ崎市 貝原塚町地内									
施工方法	委託					原契約年月日		令和 年 月 日		
工期又は 履行期間	契約の日から 令和8年2月28日まで 日間 (検査期間10日間を含む)									
請負人 又は 受託者										
費 目	起 工	第1回変更		増 減 (△)		変更請負に付する工事価格 = 変更積算工事価格 × 請負比率 請負比率： $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (少数第7位切り捨て6位止め) 変更積算工事価格 円 請負比率 変更工事価格 円				
起工額	円	円		円						
請負（委託） に付する額	円	円		円						
工事（業務） 価格	円	円		円						
測量試験費 又は工事雑費	円	円		円						
消費税相当額	円	円		円						
請負（委託） 決定額	円	円		円						
工 事 概 要										
内容		規格 1	数量 1	単位1	規格 2	数量 2	単位2	規格 3	数量 3	単位3
実施設計業務		L =	209.0	m						
開削工法（内径1,200mm以上） 209.0 m										
変更理由										

位置図



貝原塚地区排水路実施設計業務委託 特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「貝原塚地区排水路実施設計業務委託一般仕様書」の第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の対象

- (1) 名称 令和7年度貝原塚地区排水路実施設計業務委託
- (2) 位置 龍ヶ崎市貝原塚町地内
- (3) 工期 契約の日から令和8年2月28日まで（検査期間10日間を含む）

〈詳細設計〉

- (1) 排水構造物整備 $L=209.0\text{m}$

3. その他の事項

- (1) 業務の実施にあたり、本仕様書に明記無き事項、及び疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議を行うものとする。
- (2) 設計に際し、準拠する図書については、最新のものを使用すること。

貝原塚地区排水路実施設計業務委託 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、「令和5年度貝原塚地区排水計画修正業務委託」の調査結果及び計画を参考に、特記仕様書に示す委託対象箇所の排水路整備工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い履行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の確保

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の業務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって龍ヶ崎市の契約約款に定めるものの外、次の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）業務計画書 （ハ）納品書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

注1：業務計画書について

受注者は、契約締結後に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

（1）業務概要 （2）実施方針 （3）業務工程 （4）業務組織計画 （5）打合わせ計画

- (6)成果品の内容、部数 (7)使用する主な図書及び基準 (8)連絡体制（緊急時含む）
(9)照査確認 (10)その他

1.9 管理技術者

- (1) 受注者は、当該業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、本業務の履行に当たり、技術士（下水道）の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合は、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に監督職員の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査後、成果品一式を納品し、別途、発注者による検査完了をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等の協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。

第2章 調 査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2.5 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 設計業務全般

「令和5年度貝原塚地区排水計画修正業務委託」の調査結果及び計画を参考に、排水構造物の詳細設計を実施するものとする。また、設計にあたり、経済性・施工性等を十分比較検討し、工法決定すること。

なお、本業務に係る工事は、予算及び工期の制約により、複数年度に分割して工事を行うことも想定されるので、工事の区分け（施工分割）方法なども計画・立案するものとする。

3.2 打合わせ

- (1) 業務の実施にあたって、受注者は監督職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。また、作業進捗状況を毎月一回報告するものとする。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と監督職員は打合わせを行うものとし、その内容及び結果を明確に記載した議事録を作成し、その都度監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

3.3 設計基準等

設計に当っては、発注者の指定する図書及び本仕様書「第7章 準拠すべき図書」に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について監督職員と協議の上、定めるものとする。

3.4 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、監督職員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.5 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.6 計画図書の確認

受注者は、本仕様書「第2章 調査」の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる排水計画図書の確認をしなければならない。

3.7 設計協議

委託内容として、第1回打合せ、中間打合せ（3回）、最終打合せの5回を見込んでいる。また第1回、最終打ち合わせには管理技術者が同席することとする。

3.8 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.9 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則（詳細設計）

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には監督職員の承認を受けなければならない。

（1）位置図

位置図（S=1/10,000～1/30,000）は地形図に施工箇所を記入する。

（2）系統図

系統図（S=1/2,500）は地形図に設計区間を記入する。

（3）平面図

平面図（S=1/500）は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

（4）詳細平面図

詳細平面図（S=1/50～1/100）は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、監督職員が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

（5）縦断面図

縦断面図（S=縦 1/100、横 1/500）は平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

（6）横断面図

横断面図（S=1/50～1/100）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対象番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図 ($S=1/10\sim 1/100$) は、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、特殊な形状のマンホール及び枳等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されていないもの。

(8) 仮設図

仮設図 ($S=1/10\sim 1/100$) は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4.2 各種計算

排水構造物の種類、排水構造物基礎、推進力、及び構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当たっては、監督職員と十分打合わせの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4.3 数量計算

土工、排水構造物、排水構造物基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法材料別に数量を算出する。

4.4 概算工事費

概算工事費の算出を工区毎に行うものとする。また、工事の単価の算出については、茨城県の実施用単価、建設物価、積算資料、見積もりの順で採用するものとする。

なお、見積もりを必要とする場合、3 者以上から取り寄せて、見積もりの根拠資料・計算結果を添付するものとする。

4.5 報告書

(1) 報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、使用機械、施工方法、工程表等を集成するものとする。

(2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

第5章 照査

5.1 照査の目的

受注者は、業務を施工する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査技術者

照査技術者は、照査計画を作成し、業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

5.4 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 基本条件の照査

基本事項の内容について

(2) 細部条件の照査

比較検討の方法及びその内容について

設計計画（構造計画、仮設計画等をいう）の妥当性について

(3) 成果品の照査

計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書等をいう）について

計算書と設計図の整合性について

照査技術者は、上記(1)～(3)の節目毎及び業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出し、監督職員に提出するものとする。

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 実施設計関係提出図書（詳細設計）

(1) 位置図	2 部
(2) 系統図	2 部
(3) 施設平面図	2 部
(4) 詳細平面図	2 部
(5) 縦断面図	2 部
(6) 横断面図	2 部
(7) 構造図	2 部
(8) 仮設図	2 部
(9) 水理計算書	2 部
(10) 構造計算書	2 部
(11) 数量計算書	2 部

注：数量計算には概算工事費設計書も含まれる。その様式については、新土木工事積算体系に沿ったものとし、工事工種体系ごとに作成すること。

- | | |
|--------------|-----|
| (12) 報告書 | 2 部 |
| (13) 特記仕様書 | 2 部 |
| (14) 打合わせ議事録 | 2 部 |
| (16) 金抜き設計書 | 1 部 |

注：金抜き設計書には上記（１）～（８）までの陽画も含まれる。

- | | |
|------------------|------|
| (17) 上記提出物の電子データ | 一式 |
| (18) その他の資料 | 原稿一式 |

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

第 7 章 準拠すべき図書

7.1 参考図書

業務は、下記の掲げる参考図書に準拠して行うものとする。これら以外の参考図書に準拠する場合は、あらかじめ監督職員の承認を受けなければならない。

<下水道関連図書>

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説／日本下水道協会
- (2) 下水道推進工法の指針と解説／日本下水道協会
- (3) 下水道用設計積算要領管路施設－開削工法・推進工法編－／日本推進技術協会
- (4) 下水道維持管理指針／日本下水道協会
- (5) 小規模下水道施設計画・設計・維持管理指針と解説／日本下水道協会
- (6) 下水道施設の耐震対策指針と解説／日本下水道協会
- (7) 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－／日本下水道協会
- (8) 下水道施設耐震計算例－管きょ編（前編・後編）－／日本下水道協会
- (9) 下水道の地震対策マニュアル／日本下水道協会
- (10) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）／日本下水道協会
- (11) 既設処理場の改善指針／日本下水道協会
- (12) プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル／全国ボックスカルバート協会
- (13) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル／日本下水道事業団
- (14) 下水道施設標準図（詳細）土木・建築・建築設備（機械）編／日本下水道事業団
- (15) 合流式下水道越流水対策と暫定指針／日本下水道協会
- (16) 下水道雨水調整池技術基準（案）解説と計算例／日本下水道協会

<土木関連図書>

- (1) コンクリート標準示方書・同解説〔基本原則編〕／土木学会
- (2) コンクリート標準示方書・同解説〔設計編、施工編〕／土木学会
- (3) コンクリート標準示方書・同解説〔維持管理編、基準編〕／土木学会
- (4) 水理公式集／土木学会
- (5) トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説〔シールド工法編、開削工法編〕／土木学会
- (6) 道路橋示方書・同解説 I 共通編、II 鋼橋・鋼部材編、III コンクリート橋・コンクリート部材編、

IV下部構造編、V耐震設計編／日本道路協会

- (7) 道路土工要綱／日本道路協会
- (8) 道路土工－擁壁工指針／日本道路協会
- (9) 道路土工－カルバート工指針／日本道路協会
- (10) 道路土工－盛土工指針／日本道路協会
- (11) 道路土工－仮設構造物指針／日本道路協会
- (12) 道路技術基準通達集／国土交通省
- (13) 道路構造令・同解説と運用／日本道路協会
- (14) 共同溝設計指針／日本道路協会
- (15) 国土交通省 河川砂防技術基準 調査編／国土交通省
- (16) 河川砂防技術基準 計画編／国土交通省
- (17) 建設省 河川砂防技術基準（案） 設計編（堤防）／国土交通省
- (18) 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）／国土交通省
- (19) 河川構造物設計業務ガイドライン（樋門・樋管設計業務）／国土開発技術研究センター
- (20) 工作物設置許可基準／国土交通省
- (21) 防災調節池等技術基準（案）解説と設計事例／日本河川協会
- (22) 土木構造物設計マニュアル（案）樋門編／国土交通省
- (23) 河川土工マニュアル／（財）国土開発技術研究センター
- (24) 改定 解説河川管理施設等構造令／日本河川協会
- (25) 河川管理施設等構造令及び河川管理施設等構造令施行規則
- (26) 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説、揚排水ポンプ設備設計基準（案）同解説／河川ポンプ施設技術協会
- (27) 薬液注入工設計資料／社団法人 日本薬液注入協会
- (28) 改定 解説・工作物設置許可基準／国土開発技術研究センター
- (29) 土質工学ハンドブック／土木学会
- (30) 地盤工学ハンドブック／地盤工学会
- (31) 建設物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル／環境省
- (32) 建設工事公衆災害防止対策要綱／国土交通省
- (33) 土木CAD製図基準／土木学会
- (34) 水門鉄管技術基準／水門鉄管協会
- (35) 国土交通大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン／国土交通省

別紙

参 考 資 料

この「資料」（本工事費内訳書、代価表）は入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「資料」は委託契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、現場状況、現地条件等を十分考慮して、業務成果物を作成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする

なお、この「資料」の有効期間は、この業務委託の入札日までとする。

本 工 事 費 内 訳 書

令和7年度貝原塚地区排水路実施設計業務委託

費目・工種・種別	単位	数量	金額	算出基礎	摘要
1. 直接人件費					
開削工法 (内径1,200mm以上)	式	1.0			A-1
耐震設計 (レベル1)	式	1.0			A-2
施工法等の比較検討	式	1.0			A-3
報告書作成	式	1.0			A-4
設計協議	式	1.0			A-5
直接人件費計					
2. 直接経費					
旅費	式	1.0			A-6
電子成果品作成費					
直接経費計					
3. 間接原価					
その他原価					
4. 業務原価					
5. 一般管理費等					
6. 業務価格					
7. 消費税相当額					
合計					

第 A-1 号		開削工法委託延長		209.0		m		
開削工法（内径1,200mm以上）		当 一 位 代 価 表		1式		当り		
名 称	規格・寸法	単位	員 数	材 料 歩 係	単 価	金 額	算出基礎	摘 用
技師長		人						
主任技師		人						
技師（A）		人						
技師（B）		人						
技師（C）		人						
技術員		人						
計								
							龍 ヶ 崎 市	

第 A-2 号

開削工法委託延長

209.0 m

m

管路施設耐震設計（レベル1）

当 一 位 代 価 表

1式 当り

名 称	規格・寸法	単位	員 数		単 価	金 額	算出基礎	摘 用
			材 料	歩 係				
主任技師		人						
技師（A）		人						
技師（B）		人						
技師（C）		人						
技術員		人						
計								

龍ヶ崎市

第 A-3 号

施工法等の比較検討								
当 一 位 代 価 表								
1式 当り								
名 称	規格・寸法	単位	員 材	数 歩 係	単 価	金 額	算出基礎	摘 用
主任技術者		人						
技師長		人						
主任技師		人						
技師（A）		人						
技師（B）		人						
技師（C）		人						
技術員		人						
計								

龍 ヶ 崎 市

第 A-4 号

報告書作成			当 一 位 代 価 表					1式	当り
名 称	規格・寸法	単位	員 数		単 価	金 額	算出基礎	摘 用	
			材 料	歩 係					
主任技師		人							
技師（A）		人							
技師（B）		人							
技師（C）		人							
計									
							龍ヶ崎市		

第 A-5 号

設計協議(中間三回) 当 一 位 代 価 表 1式 当り								
名 称	規格・寸法	単位	員 材	数 歩 係	単 価	金 額	算出基礎	摘 用
主任技師		人						
技師 (A)		人						
技師 (B)		人						
計								

龍 ヶ 崎 市

第 A-6 号

旅 費		当 一 位 代 価 表				1式	当り	
名 称	規格・寸法	単位	員 数		単 価	金 額	算出基礎	摘 用
			材 料	歩 係				
連絡車運転	ライトバン	日						B-1
計								

龍ヶ崎市

第 B-1 号

交通費

当 一 位 代 価 表

1日 当り

名 称	規格・寸法	単位	員 材	数 料 歩 係	単 価	金 額	算出基礎	摘 用
ガソリン	レギュラー	l	5.2					
ライトバン	1500cc	h						
ライトバン	1500cc	供用日						
計								

龍 ヶ 崎 市